平成２３年（ワ）第１５３０８号
原　告　　Ａｌｅｐｈ
被　告　　東京都 他１名

準 備 書 面 (6)

２０１２年1月１１日

東京地方裁判所民事第４５部合議係　　御中

原告訴訟代理人　弁護士

同

オウム真理教＝Alephについて

1　オウム真理教とAlephの歴史的経過

原告は、宗教法人オウム真理教が宗教法人法に基づく裁判所の解散命令によって解散した後、信者グループにより結成された宗教団体オウム真理教の組織を改編して、２０００年２月４日に綱領・規約を採択して「宗教団体・アレフ」として発足した団体である。オウム真理教関連事件当時は、宗教法人オウム真理教であったが、その法人の基礎をなす社団は、名称は別として、宗教法人となる前、宗教法人解散後も一貫して宗教団体オウム真理教である、というのが原告Alephの組織全体としての認識である。

実体的に見れば、オウム真理教関連事件に実際に関与した者らが、一部の信者グループに過ぎなかったのはそうだとしても、また、事実関係がはっきりしなかったうちは、殆どの信者グループが信じられないと思っていたのが事実だ

としても、その後の認識は異なっている。即ち、原告 Aleph は、負の歴史を含めてオウム真理教を引き継ぐ団体である。団体規制法・観察処分の違憲性や、同法にいうところの「無差別大量殺人行為を行った団体」としての同一性の問題は別として、原告 Aleph が宗教団体としてのオウム真理教の負の歴史から逃げ出すことはあり得ない。しかし、如何に社会的にはオウム真理教の仕業だと信じられているとしても、国松元長官自身がオウムの犯行とは言えないとしているものまで、負の歴史として背負い込むことはできないし、誤った社会的見方を是正し、社会的評価を少しでも回復したいと考えるのは至極当然のことであり、それが本件訴訟の目的である。法人格が否定されても団体は残るし、構成員間の繋がりがバラバラになっていない限り、事実上、団体としての存在は続く。就中、世界的・歴史的に見ても宗教的な結合はその性格が強い。

2　コンプライアンス規程

原告 Aleph は、２００８年５月２０日制定の「コンプライアンス規程」の「２　事件被害者の方々に対する誠意」において、「オウム真理教関連事件の一部の裁判で判決が確定したという事実に踏まえて、その道義上の責任に基づき、オウム真理教破産管財人による管財業務終結後も、関係機関と協議の上、事件被害者の方々に対して誠意ある対応を行う」と定めている。

3　被害弁償における自己意識

上記２のコンプライアンス規程は、

① 原告 Aleph の自己認識として宗教団体としては、経過的に見て、オウム真理教と同一性・関連性を持っていること

② 警察庁・公安調査庁など取締当局も、オウム真理教＝Aleph としており、社会的評価もそうであること

から、被害者救済に正面から取り組むことを改めて決意するためのものであり、今さら宗教団体オウム真理教と原告 Aleph は組織的・団体的には別物だとされても戸惑うだけである。